

# 公益財団法人福井県生活衛生営業指導センター定款

- 第1章 総 則 (第1条・第2条)
- 第2章 目的および事業 (第3条・第4条)
- 第3章 資産および会計 (第5条ー第11条)
- 第4章 評議員および評議員会
  - 第1節 評議員 (第12条ー第15条)
  - 第2節 評議員会 (第16条ー第26)
- 第5章 役員及び理事会
  - 第1節 役員 (第27条ー第34条)
  - 第2節 理事会 (第35条ー第44条)
- 第6章 定款の変更、合併および解散 (第45条ー49条)
- 第7章 委員会 (第50条)
- 第8章 事務局 (第51条)
- 第9章 情報公開及び個人情報の保護 (第52条ー第54条)
- 第10章 雑 則 (第55条)
- 附 則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人福井県生活衛生営業指導センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県福井市に置く。

## 第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、福井県における生活衛生関係営業（生活衛生関係営業の運営の適正化および振興に関する法律（昭和32年法律第164号。）第2条第1項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化および振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者または消費者の利益の擁護を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生活衛生関係営業に関する衛生施設の維持および改善向上ならびに経営の健全化についての相談および指導
- (2) 生活衛生関係営業に関する利用者または消費者の苦情処理ならびに苦情に関する営業者または生活衛生同業組合の指導
- (3) 標準営業約款に関する営業者の登録
- (4) 生活衛生関係営業に関する講習会、講演会、展示会等の開催またはそのあつせん

- (5) 生活衛生関係営業に関する情報または資料の収集および提供
  - (6) 生活衛生関係営業の振興のための事業
  - (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業は、福井県において行うものとする。

### 第3章 資産および会計

#### (財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産およびその他の財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 公益財団法人への移行日以降に寄附を受けた財産については、その2分の1以上を公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「公益認定法」という。）第2条第4号に規定する公益目的事業に使用するものとする。

#### (基本財産の維持および処分)

第6条 基本財産について、この法人は、適正な維持および管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分または担保に提供しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を得なければならない。

#### (財産の管理・運用)

第7条 この法人の財産の管理・運用は理事長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める会計規程等によるものとする。

#### (事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### (事業計画および収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書ならびに資金調達および設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書および収支予算書等」という。）については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書および収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに、行政庁に提出しなければならない。

#### (事業報告および決算)

第10条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書

- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号および第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 4 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
  - (1) 監査報告書
  - (2) 理事、監事および評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
  - (4) 理事会および評議員会の議事に関する書類
  - (5) 事業計画書および収支予算書等
  - (6) その他法令で定める帳簿および書類
- 5 前項各号の帳簿および書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第53条第2項に定める情報公開規程による。
- 6 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告するものとする。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律施行規則(平成19年内閣府令第68号。)第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、運営組織および事業活動の状況の概要およびこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類に記載するものとする。

### 第4章 評議員および評議員会

#### 第1節 評議員

##### (評議員)

第12条 この法人に評議員3名以上19名以内を置く。

##### (評議員の選任および解任)

第13条 評議員の選任および解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
  - (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
    - ア 当該評議員およびその配偶者または3親等以内の親族
    - イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
    - ウ 当該評議員の使用人
    - エ イまたはウに掲げるもの以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他

- の財産によって生計を維持している者
- オ ウまたはエに掲げる者の配偶者
- カ イからエまでに掲げる者の3親等以内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- ア 理事
- イ 使用人
- ウ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにとっては、その代表者または管理人）または業務を執行する社員である者。
- エ 次の団体において、その職員（国会議員および地方公共団体の議会の議員を除く。）である者。
- ① 国の機関
  - ② 地方公共団体
  - ③ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④ 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人または同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤ 地方独立行政法人法（平成15年法律118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥ 特殊法人または認可法人
- 3 評議員は、この法人の理事または監事もしくは使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員に異動があつたときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出るものとする。

#### （任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任または任期満了後においても、第12条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

#### （評議員に対する報酬等）

- 第15条 評議員は、無報酬とする。

### 第2節 評議員会

#### （構成）

- 第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

#### （権限）

第17条 評議員会は、次の各号に定める事項について決議する。

- (1) 理事および監事の選任または解任
- (2) 理事および監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表および正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 長期借入金ならびに重要な財産の処分および譲受け
- (6) 公益目的取得財産残額の贈与および残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分または除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令またはこの定款で定められた事項

(開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会および臨時評議員会とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時評議員は、年1回は毎事業年度開始前に開催するものとし、その他必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項および招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項の規定による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(召集の通知)

第20条 理事長(前条第2項の規定に基づき評議員が評議員会を招集する場合にあっては当該評議員。次項において同じ。)は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の採決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分または除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

4 理事または監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事または監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 評議員会の議長および出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員および理事会

### 第1節 役員

(種類および定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上19名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち、2名を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般社団・一般財団法人法」という。）第197条で準用する同法第91条第1項第1号の代表理事とし、1名を同項第2号の業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第28条 理事および監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事および業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、この法人の理事または使用人を兼ねることができない。
- 4 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と特別の関係があるものを含む。）である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 5 他の同一団体の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係のある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 理事または監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

（理事の職務および権限）

第29条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより職務を執行する。

- 2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を執行する。理事会は、その決議によって、代表理事より理事長1名を選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、理事の中から副理事長3名以内、専務理事1名を選定することができる。なお、副理事長のうち1名を代表理事とする。
- 4 副理事長は、理事長を補佐するとともに、代表理事たる副理事長にあっては、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき、または理事長が欠けたときは、理事会で予め決定した順序によって、理事長の業務執行に係る職務を代行する。ただし、代表理事たる副理事長以外の副理事長は、理事長の代表権に係る職務を代行することはできない。
- 5 専務理事は、理事長および副理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長および副理事長に事故があるとき、または理事長および副理事長が欠けたときは、理事長および副理事長の業務執行に係る職務を代行する。ただし、代表理事たる理事長または副理事長の代表権に係る職務を代行することはできない。
- 6 理事長、代表理事たる副理事長および専務理事は、毎事業年度ごとに4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務および権限）

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。
- 3 その他監事は、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

（任期）

第31条 理事および監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した理事および監事の補欠として選任された理事および監事の任期は、退任した理事および監事の任期の満了する時までとする。
- 3 理事または監事は、第27条に定める定数に足りなくなつたときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事または監事

としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事または監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、またはこれに堪えない認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事および監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事および監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第34条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 理事が自己または第三者のためにするこの法人と取引をしようとするとき。
  - (3) この法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

## 第2節 理事会

(構成)

第35条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の日時および場所ならびに目的である事項等の決定
  - (2) 規程の制定、変更および廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分および譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な使用人の選任および解任
  - (4) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する

ための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。)の整備

(種類および開催)

第37条 理事会は、通常理事会および臨時理事会とする。

2 通常理事会は、事業年度毎に2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(4) 監事から理事長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

(招集)

第38条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合および同条同項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、同条同項第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号または第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面または理事および監事の承諾を得た場合は電磁的方法をもって、開催日の一週間前までに、各理事および各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事および監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第40条 理事会は、理事の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(議決)

第41条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは議長の裁決するところによる。

2 前項前段の場合において、議長は、理事として議決に加わることはできない。

(決議の省略)

第42条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面または電磁的記録によ

り同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事または監事が理事および監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第29条第6項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長および監事は、これに記名押印しなければならない。

## 第6章 定款の変更、合併および解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的ならびに第13条第1項に規定する評議員の選任および解任の方法ならびに第48条に規定する公益認定の取消等に伴う贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の4分の3以上の議決を経て、第3条に規定する目的ならびに第13条第1項に規定する評議員の選任および解任の方法について、変更することができる。

3 公益認定法第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認可を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般社団・一般財団法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡および公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届出なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、一般社団・一般財団法人法第202条に規定する事由およびその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第48条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合、または合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日または当該合併の日から1ヶ月以内に、公益認定法第5条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が精算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第15条第17号に掲げる法人または国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 委員会

(委員会)

第50条 この法人の各事業を実施するために必要があるときは、理事長は当該事業に関し調査検討する委員会を設置することができる。ただし、この法人の組織運営および事業全般の執行等に係る重要事項に関する委員会を設置する場合は、この規定によらず、当該委員会の委員は理事会において選任および解任するものとし、委員構成ならびに当該委員会の運営の細則等についても理事会の決議を経て理事会において定めるものとする。

- 2 委員会の委員は、当該事業に精通する学識経験者、消費者団体および事業者団体等の役職員うちから理事長が選任する。
- 3 委員会の任務、構成および運営に関し必要な事項は、当該委員会設置の都度、理事長が別に定める。

## 第8章 事務局

(事務局)

第51条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関する重要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等の適切な情報開示に努めるものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の適正な保護に努めるものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第54条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由により前項の電子公告によることができない場合は、

主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

## 第10章 雑 則

第55条 この定款に定めるものの他、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団・一般財団法人法及び公益社団法人および公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「認定等整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団・一般財団法人法及び認定等整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の設立の登記日現在の理事および監事は、次に掲げる者とする。

理事  
黒田哲夫・加藤とし子・清水勇己・佐藤充美・加賀政明・八木眞一郎・山本護市・塚田堅・中出信之・塩崎祐司・福岡政弘・友本正己・櫻井哲夫・辻本慎太郎・光森幸夫・小林正明・松並利夫

監事  
岩井信彦・岩崎博司
- 4 この法人の最初の代表理事は、福岡政弘・黒田哲夫、執行理事は、松並利夫とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

有賀秀雄・伊藤順仁・大谷幹夫・片山修一・川口治兵衛・佐藤吉宏・関山博夫・永田弘己・中野直幸・中屋富史男・西野昌美・西村乙三郎・松坂進・森長鋭子・山崎一美